

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)………
- 行政不服審査法による公示送達……………
- ………(総務局総務部法務課)………
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)………
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)………
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………
- ………(同)………
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域(三件)……………
- ………(同)………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………
- ………(同)………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………
- ………(同)………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)………
- ………(同)………

域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)………

### 規則(公)

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………

### 告示(文)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(二一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)………

○土地収用法による収用の裁決手続開始(二二件)……………(東京都収用委員会)………

### 雑報

○全国自治宝くじの発売……………(全国自治宝くじ事務協議会)………

## 告示

### 東京都告示第千三百三十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小池 百合子

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌	指定理由
四二四八	雑誌	ウォー！コミックス7	著しく性的感情を刺激し、
		ピアスシリーズ492	青少年の健全

### 四二四九 雑誌

かべアナ 学園入獄編 五二一四一七三 株式会社マガジン・マガジン 成長を阻害するおそれがある。

### 四二五〇 雑誌

ウォー！コミックス7 同右

4  
ピアスシリーズ493  
かべアナ 学園出獄編  
五二一四一七四  
株式会社マガジン・マガジン

### 四二五一 雑誌

ムーグコミックス ピー 同右

イチシリーズ  
いつの間にか背後にキモイオヤジが……  
五八八一四一六三  
有限会社トライアングルフォース

### 四二五二 書籍

ムーグコミックス ラ 同右

ブきゅんシリーズ  
つぐなわれ  
五八八一四一六九  
ロングランドジェイ有限公司社

D A R I A C O M I 同右  
C S A N T H O L O G Y  
カーストBL  
株式会社フロンティア  
ワークス

### 東京都告示第千四百十号

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第五十條第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 千葉県市川市宮久保三丁目三番三  
号五〇五

現住所 不明

審査請求人 井田 龍介

二 公示事項

審査請求人が、平成二十九年二月三日付けで当庁に提  
起した審査請求について、当庁は、平成二十九年三月三  
十一日付けで裁決をし、平成二十九年六月二十二日付け  
で更正決定をしたが、審査請求人の所在が不明のため、  
同人に裁決書及び更正決定書の各謄本を送付できない。  
よって、右裁決書及び更正決定書の各謄本は、当庁(総  
務局総務部法務課)において保管し、いつでもこれを交  
付するから、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

●東京都告示第千四百一十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第  
六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七  
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 城東地所株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 穂高 正志

(三) 主たる事務 墨田区江東橋四丁目二十二番十号  
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八三一一号  
(五) 免許年月日 平成二十七年九月四日

二 処分年月日 平成二十九年七月六日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日間(平成二十九年  
七月二十四日から同年八月七日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第千四百二十二号

平成十七年東京都告示第百二十号により告示した一団地  
等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二  
百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しを  
したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年  
月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

江戸川区平井三丁目千三百八十五番一 平成二十九年六  
及び同番三の各一部、同番七、同番九、 月九日  
同番十及び同番十一の各一部並びに同  
番十四

●東京都告示第千四百四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条  
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規  
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す  
る。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目の一、同所 平成二十九年六  
月二十一日  
一番の一部、二番及び三番の一部並  
びに羽田空港三丁目一番の一部、三  
番一から同番十四まで、同番十五の  
一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁  
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条  
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規  
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す  
る。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区浜松町二丁目五番二から同番七 平成二十九年六  
まで、同番九、同番十、同番二十九、 月五日  
同番三十六、同番四十三及び同番四  
十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁  
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区海岸一丁目二十二番一の一部及び 平成二十九年六月六日  
び二十二番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江戸川区平井三丁目千三百八十五番 平成二十九年六月九日  
一及び同番三の各一部、同番七、同番九、同番十及び同番十一の各一部並びに同番十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区浜松町駅周辺地区土地区画整理事業仮換地A街区①画地一から同画地三まで及び同街区②画地から④画地まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百四十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 平成二十九年六月二十七日 昭島市福島町三丁目三百二十七番四及び同番五の各一部並びに同番五地先 延長 二二・五七 幅員 四・五〇

●東京都告示第千四百四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小平市小川町一丁目七百七十二番三、七百七十三番、七百七十四番一、同番二、七百七十五番一、同番二、七百九十二番一、同番三、同番四、七百九十三番四、同番五、七百九十四番一から同番三まで、七百九十五番一から同番三まで、七百九十六番一、同番二、七百九十七番、七百九十八番二、同番三、七百九十九番二、八百十四番二、八百十五番、八百十六番、八百十七番二、八百二十九番三、八百三十番一から同番六まで、八百三十一番一、八百三十二番二及び同

番六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千五百十号

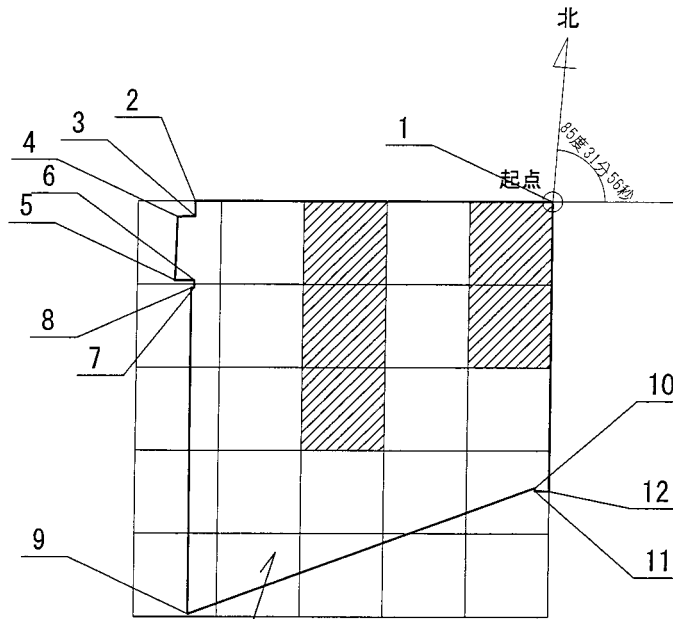
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



大田区羽田空港一丁目

座標値一覧

地点	X	Y
1	-49244.273	-6794.663
2	-49247.726	-6837.662
3	-49249.552	-6837.515
4	-49249.763	-6839.672
5	-49257.409	-6839.289
6	-49257.177	-6836.966
7	-49258.097	-6836.869
8	-49258.134	-6837.211
9	-49297.299	-6834.015
10	-49278.746	-6793.593
11	-49279.150	-6793.568
12	-49279.045	-6791.870

※表中の座標値は、「東京国際空港基準点測量」から引用した値(世界測地系)

凡例

形質変更時要届出区域

単位区画

事業敷地

<起点>

起点は、事業敷地の最北端(X=-49244.273 Y=-6794.663)とする。

<格子の回転角度:85度31分56秒>

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

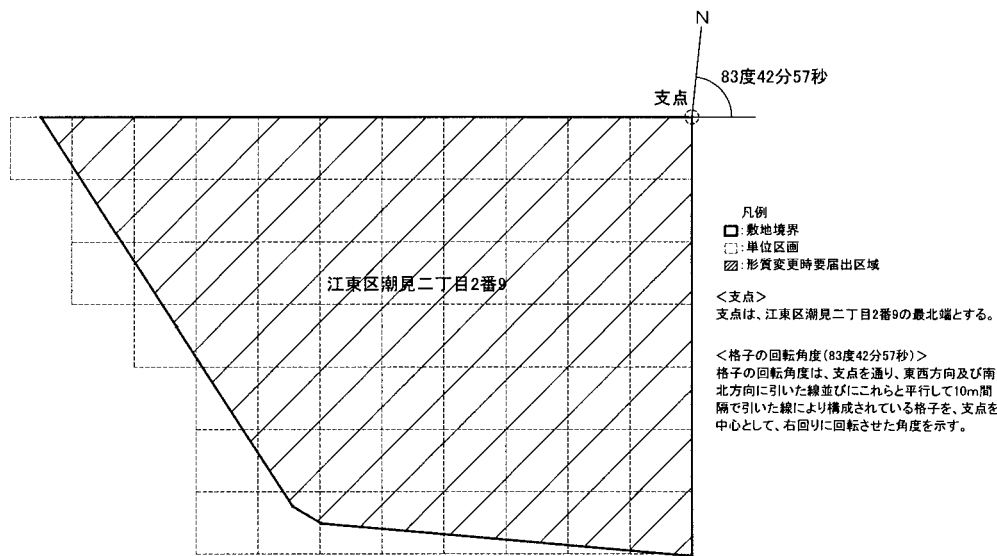
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区潮見二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百二十二号

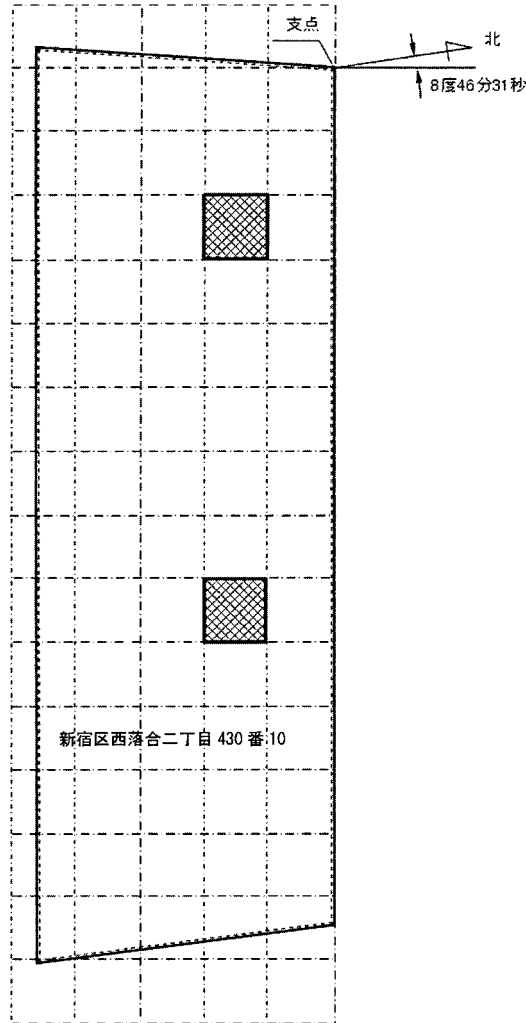
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区西落合二丁目目内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- - - : 単位区画
- - - : 筆境界
- : 敷地境界
- ☒ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、新宿区西落合二丁目 430番10の最北端とする。

【格子の回転角度（8度46分31秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

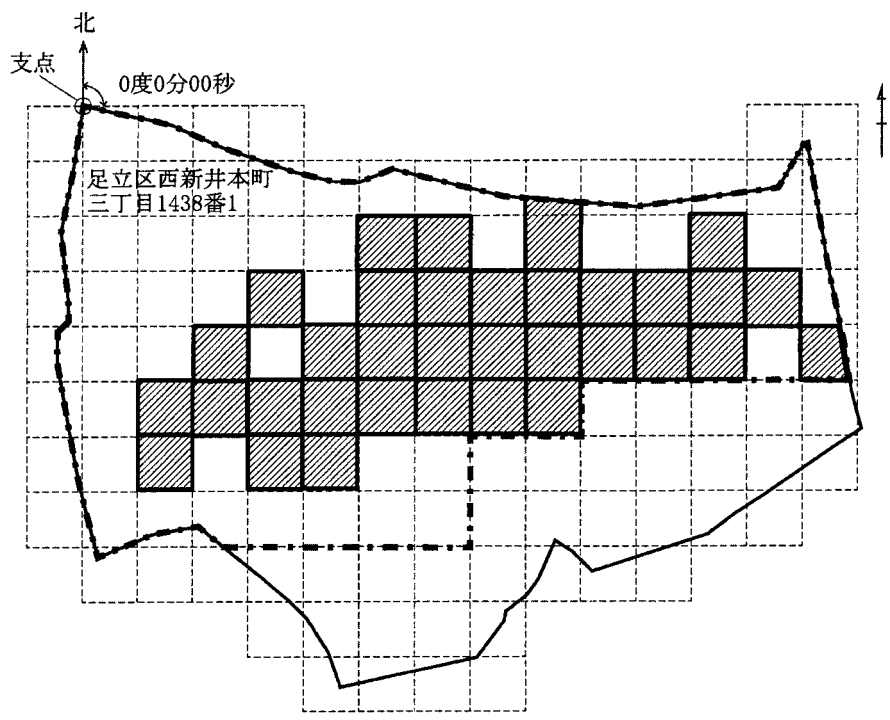
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区西新井本町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- - - 調査対象地
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区西新井本町三丁目1438番1の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分00秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千二十一  
号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条  
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、  
次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

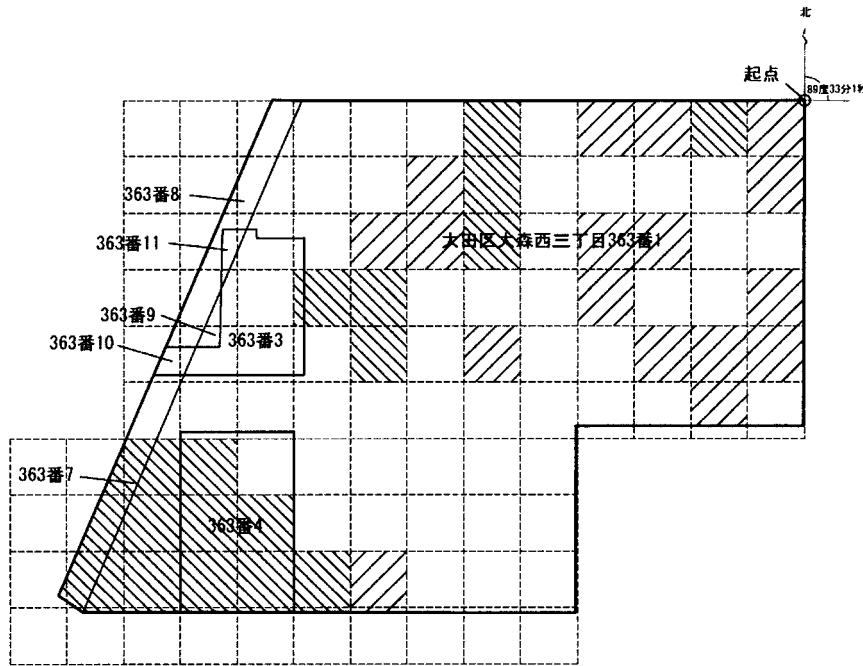
一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区大森西三  
丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロ  
ロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化  
合物

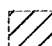

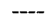


三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



凡 例

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界
-  敷地境界

<起点>

起点は、大田区大森西三丁目363番1の最北端とする。

<格子の回転角度：89度33分1秒>

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第千百五十五号

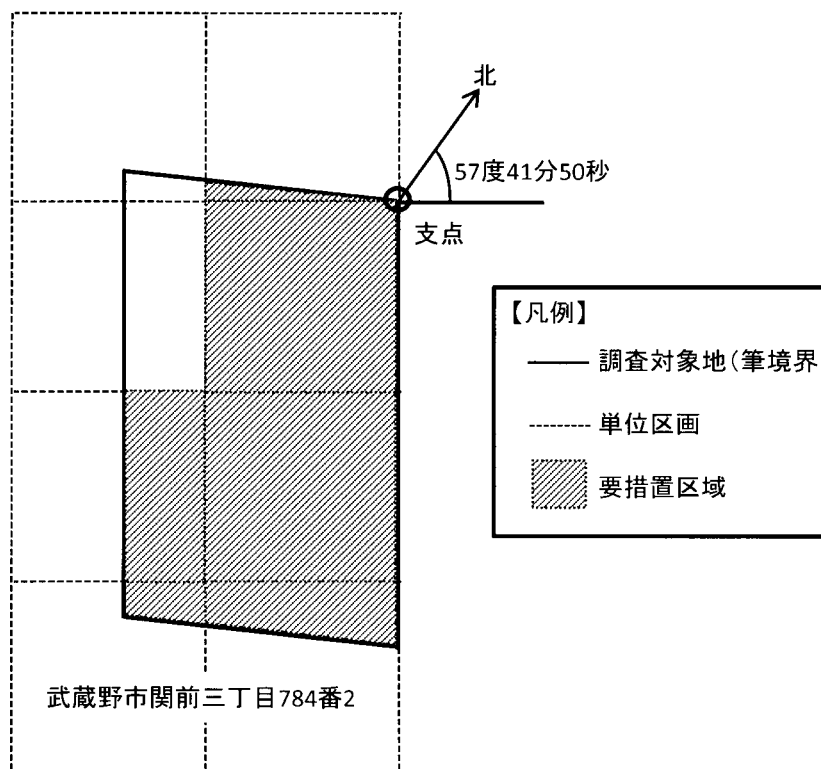
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（武蔵野市関前三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



**【格子の回転角度（57度41分50秒）】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【支点】**  
 支点は、武蔵野市関前三丁目784番2の最北端とする。

●東京都告示第千五百五十六号

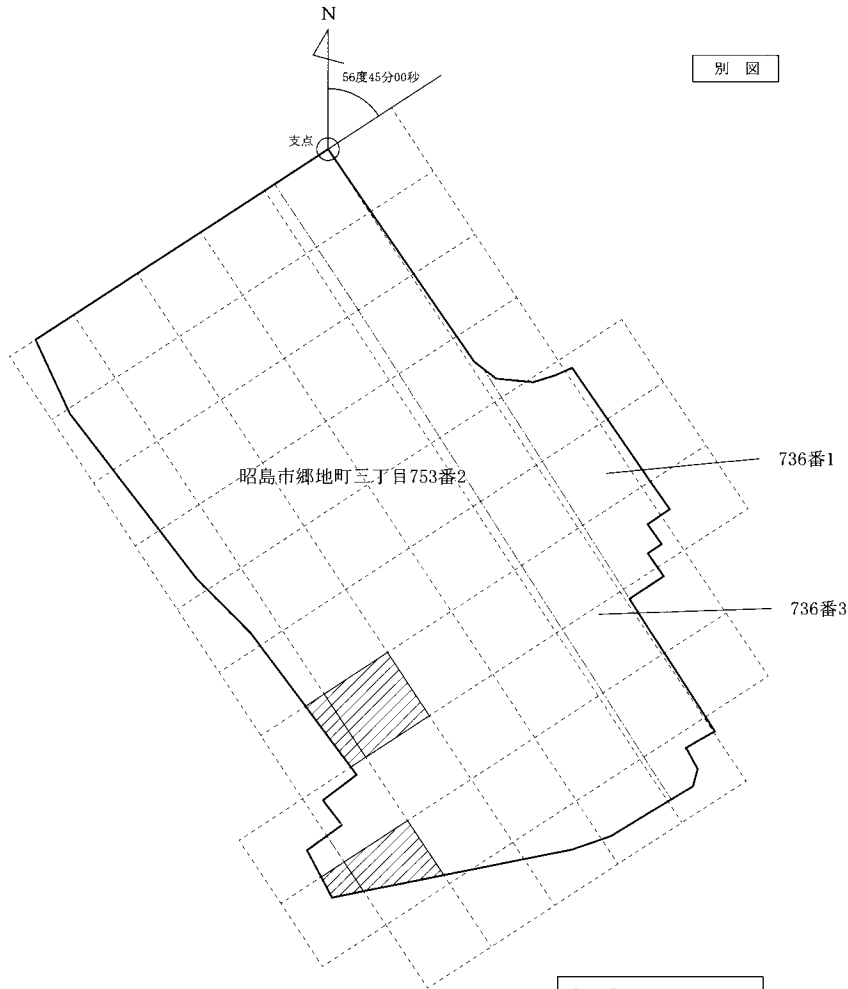
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第三百八  
五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同  
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、  
次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市郷地町三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



**【支点】**  
支点は、調査対象地（昭島市郷地町三丁目736番3）の最北端とする。

**【凡例】**  
 - - - 単位区画  
 - - - 筆境界  
 ——— 調査対象地  
 ▨ 指定を解除する区域

**【格子の回転角度（56度45分00秒）】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第二百二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十四日

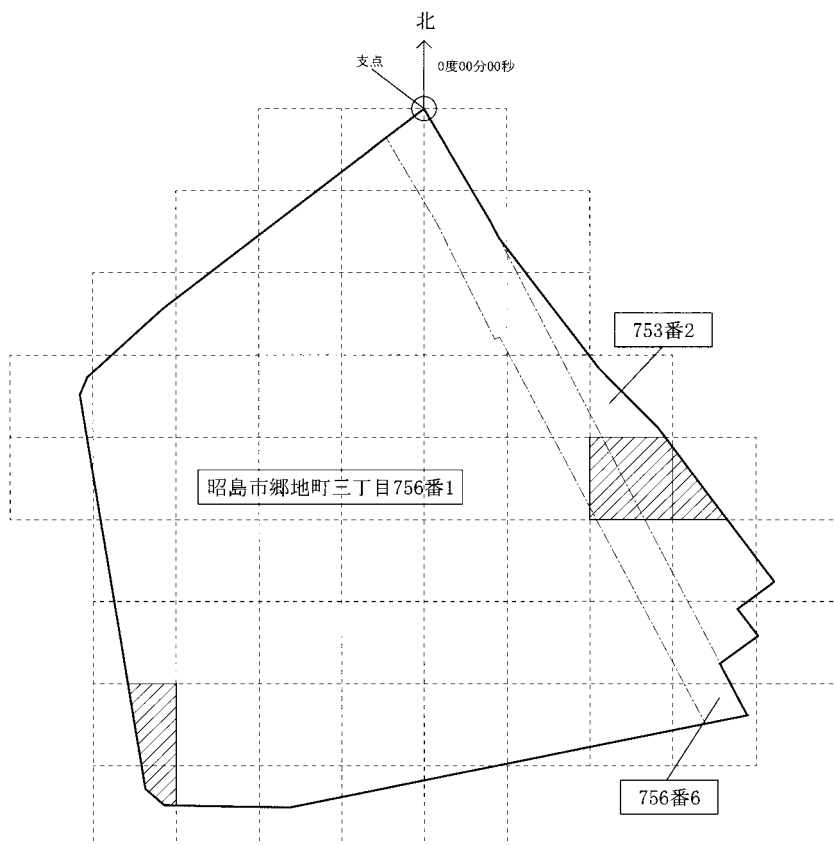
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市郷地町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



**【支点】**  
支点は、調査対象地（昭島市郷地町三丁目756番6）の最北端とする。

**【凡例】**  
 - - - 単位区画  
 - - - 筆境界  
 ——— 調査対象地  
 ▨ 指定を解除する区域

**【格子の回転角度（0度00分00秒）】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年7月14日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第11号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第18条第9号を次のように改める。

(9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの实証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示(交)

●交通局告示第七号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成二十九年七月十四日

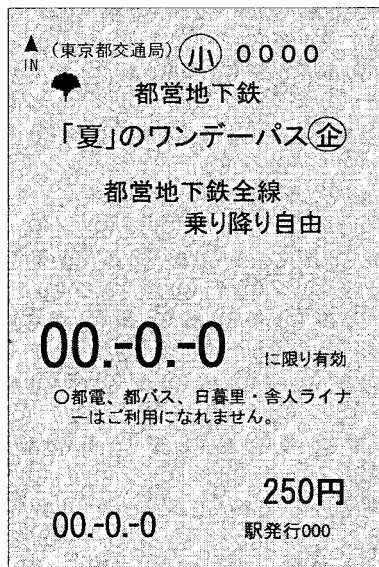
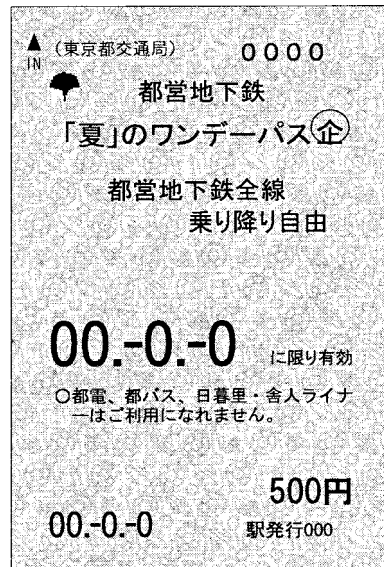
東京都交通局長 山手 斉

- 一 記念乗車券の名称  
都営地下鉄「夏」のワンデーパス
- 二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

- (一) 大人用
- (二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

平成二十九年七月十五日から同年八月二十七日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日並びに同年七月二十一日及び同年八月十四日から同月十八日までとする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称) 氷川台三丁目物販店舗計画

二 店舗所在地 練馬区氷川台三丁目七十八番ほか

三 設置者名 株式会社仁徳

四 意見

ア 聴取者 練馬区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年六月十五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年七月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。

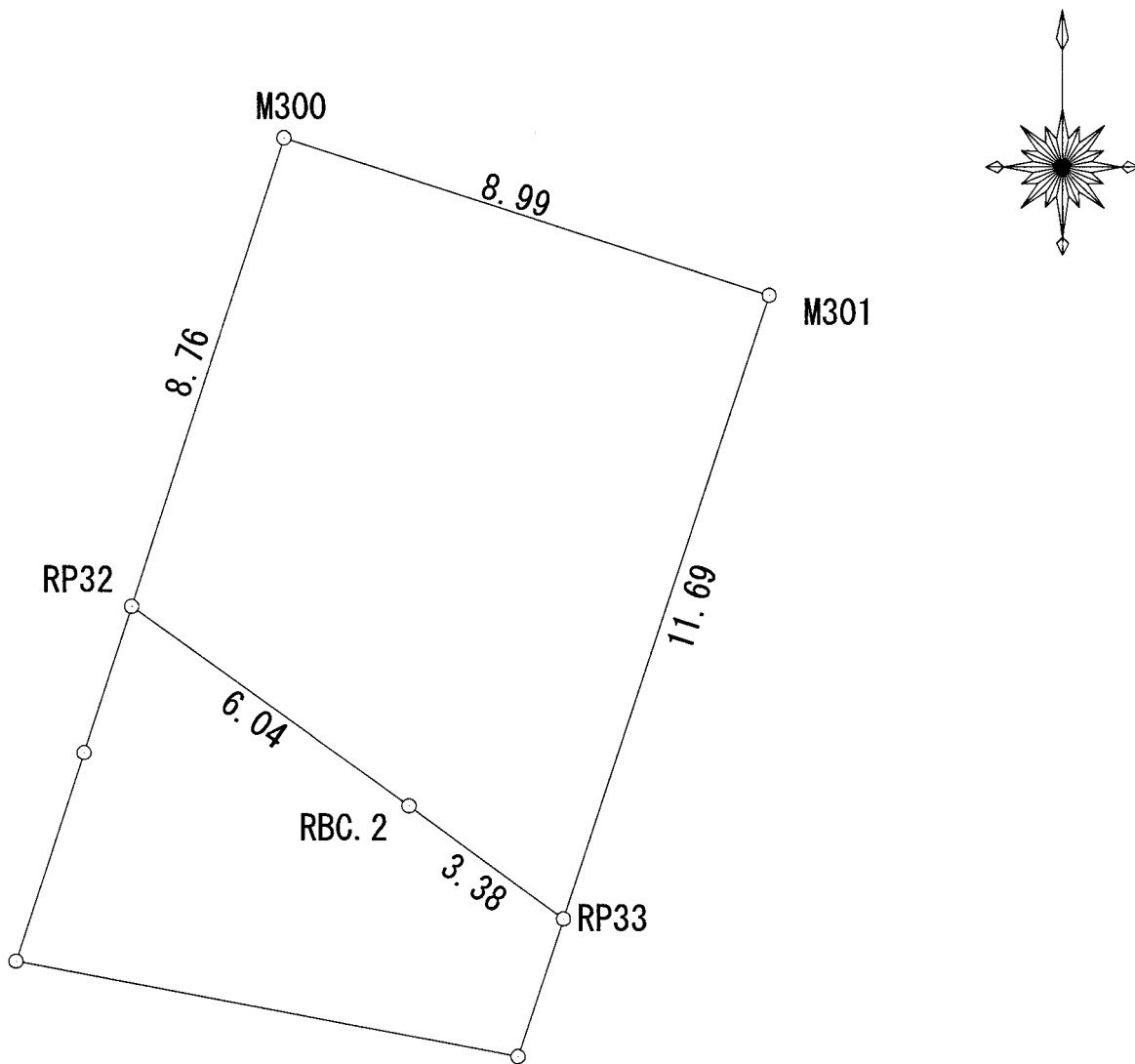
<p>一 店舗名 二 店舗所在地 三 設置者名 四 意見 ア 聴取者 イ 概要 ウ 収受日 五 縦覧場所 六 縦覧期間</p> <p>キャロットタワー 世田谷区太子堂四丁目一番一号 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名 世田谷区長 意見なし 平成二十九年六月十九日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 平成二十九年七月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 二 店舗所在地 三 設置者名 四 意見書 ア 提出者及び住所 イ 概要 ウ 収受日 五 縦覧場所 六 縦覧期間 七 縦覧時間</p> <p>(仮称)新宿三丁目プロジェクト 新宿区新宿三丁目八百七番一ほか 三井不動産株式会社 新宿区長 意見なし 平成二十九年六月二十日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 平成二十九年七月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 二 店舗所在地 三 設置者名 四 意見書 ア 提出者及び住所 イ 概要 ウ 収受日 五 縦覧場所 六 縦覧期間 七 縦覧時間</p> <p>YK14BLDG 豊島区西池袋一丁目四十三番一 株式会社山口商会 豊島区 周辺の道路事情を勘案のうえ来退店経路を決定すること。当該店舗の前の交差点を劇場通りから来た車は、できれば右折禁止を含め当該交叉点が混乱しないよう配慮すること。 平成二十九年五月十二日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 平成二十九年七月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを</p>	<p>七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 起業者の名称 二 事業の種類 三 裁判手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 四 土地所有者の氏名及び住所 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 六 裁判手続開始決定年月日</p> <p>葛飾区 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第276号線 東京都 別記のとおり 平成29年6月30日</p>	<p>除く。</p>	<p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁判手続の開始を決定したので、公告する。 平成29年7月14日 東京都収用委員会 会長 池田真朗</p>

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都葛飾区高砂二丁目	1235番2	宅地	㎡ 120.91	㎡ 133.04	㎡ 91.70	石川信一	東京都葛飾区高砂二丁目30番32号	みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目13番地	抵当権 平成13年6月5日受付 第36183号	別図のとおり
	1235番4	宅地	34.65	34.52	34.52						

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
 東京都葛飾区高砂二丁目1235番2のうち  
 91.70平方メートル



単位：メートル

測点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn × (Yn+1-Yn-1)
M300	-28184.498	3072.926	-11.248	317019.2335040
RP32	-28192.840	3070.222	2.185	-61601.3554000
RBC. 2	-28196.393	3075.111	7.604	-214405.3723720
RP33	-28198.409	3077.826	6.359	-179313.6828310
M301	-28187.301	3081.470	-4.900	138117.7749000
			倍面積	-183.4021990
			面積	91.7010995
			地積	91.70㎡

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
公告する。

平成29年7月14日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第46号

線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、  
地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏

名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成29年6月30日

別記のとおり

別記

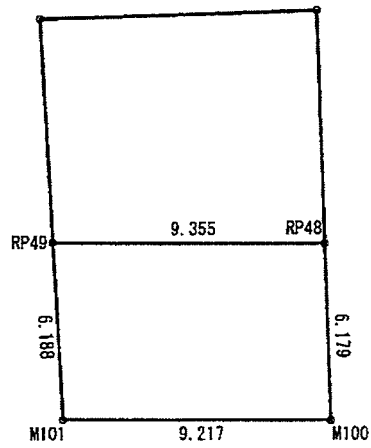
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都目黒区洗足一丁目	1278番21	宅地	m <sup>2</sup> 132.29	m <sup>2</sup> 132.45	m <sup>2</sup> 57.36	代島義一	東京都目黒区洗足一丁目1番4号				別図のとおり



別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都目黒区洗足一丁目1278番21のうち  
57.36平方メートル



単位：メートル

測点名	境界標種	X 座 標	Y 座 標	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y(X_{n+1}-X_{n-1})$
RP48	金属錐	-42595.145	-12518.128	0.223	-2791.542544
M100	金属錐	-42600.150	-12514.504	-10.159	127134.846136
M101	金属錐	-42605.304	-12522.146	-0.223	2792.438558
RP49	プラスチック杭	-42600.373	-12525.886	10.159	-127250.475874
倍面積					-114.733724
面積					57.3668620
地積					57.36 m <sup>2</sup>

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十九年七月十四日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第七百二十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千五百万枚 七十五億円
四	証券金額	一枚五百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	平成二十九年八月三十日から同年九月十九日まで
七	抽せん期日	平成二十九年九月二十一日
八	当せん金支払開始期日	平成二十九年九月二十六日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等 級	一等 二億五千万円 三本
		二等 二千万円 六本
		三等 二百万円 十五本
		四等 二十万円 百五十本
		五等 五千元 十五万本
		六等 五百円 百五十万本
	くじの日賞	一万円 三万本
	計	百六十八万一千六百七十四本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行所 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

定価 本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

